

納付書には『納期限』と『指定期限』があります。

保険料は、必ず『納期限』までに納付してください。

こちらに記載の『納期限』までに納付してください。

支払期日

延滞金

合計金額

『指定期限』は、コンビニ等での納付が可能な利用期限です。

こちらは本来の支払うべき期日ではありません。

『納期限』は、その日までに保険料を支払うべき期日です。

※『納期限』を超過した場合、督促状や催告書が送付され、延滞金が加算されることがあります。

『指定期限』は、万が一納期限が過ぎた場合でも金融機関やコンビニ等で納付できるように設定された期日です。